

## 手話言語法等の制定に関する意見書

2006（平成 18）年 12 月に国連総会において採択され、2014（平成 26）年 1 月に日本でも批准がなされた障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進する。」ことを目的とし、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

同条約第 2 条では、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、また、2011（平成 23）年 8 月に改正された障害者基本法の第 3 条第 3 項では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定めている。

このように、障害者権利条約と障害者基本法で、手話が言語と認められ、意思疎通支援の形態が広がったが、具体化を定めた法律がない。

言語に手話が含まれると、ろう学校教育で手話の導入や、多様な場所での手話による情報保障等と、手話についての正しい知識の啓発が求められる。

手話が日本語と同等の言語であることを広め、ろう者が家庭、学校、地域社会などあらゆる場で手話が使用でき、手話による豊かな文化のもとで生活できる社会を実現する必要がある。

よって、国及び県においては下記事項を講ずるよう強く要望する。

### 記

手話の重要性を踏まえ、全ての国民を対象とした手話言語法等の早期の制定及び環境整備促進を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。